

コープさっぽろ健診室医療安全管理指針

1 総則

1-1 基本理念

コープさっぽろ健診室(以下、「健診室」という。)は、患者及び健診者が安心して安全な医療及び予防医療(健康診断)を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することを通じて、コープさっぽろ職員及び組合員に貢献することを目的としている。

この目的を達成するため、健診室管理者のリーダーシップのもとに、全職員が一丸となって、医療安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにすることが必要である。

これらの取り組みを明確なものとし、健診室における医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図るため、ここに「コープさっぽろ医療連携事業部健診室 医療安全管理指針」を定める。

1-2 用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 医療事故

- ・健診の過程において患者及び健診者に発生した望ましくない事象
- ・医療提供者の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む

(2) 職員

健診室に勤務する医師、保健師、看護師、検査技師、管理栄養士、事務職員等あらゆる職種を含む

(3) 医療安全推進者

医療安全管理に必要な知識および技能を有する職員であって、健診室管理者の指名により、健診室全体の医療安全管理を中心的に担当する別紙で定める者(医療安全管理者と同義、以下同じ)であって、専任、兼任の別を問わない

※診療報酬の「医療安全対策加算」の施設基準に規定する「医療安全管理者」とは限らない

2 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

(1) 報告にもとづく情報収集

医療事故および事故になりかけた事例を検討し、健診室の医療の質の改善と、事故の未然防止・再発防止に資する対策を策定するのに必要な情報を収集するために、すべての職員は以下の要領にしたがい、医療事故等の報告をおこなうものとする。

①職員からの報告等

職員は、次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、報告書式に定める書面により、速やかに報告するものとする。報告は、診療録、問診票、検査記録等に基づき作成する。

(ア) 医療事故

⇒医療側の過失の有無を問わず、患者及び健診者に望ましくない事象が発生した場合は、発生後直ちに管理者へ報告する。

(イ) 医療事故には至らなかったが、発見、対応等が遅れば患者及び健診者に有害な影響を与えたと考えられる事例

⇒速やかに管理者へ報告する。

(ウ) その他、日常診療のなかで危険と思われる状況

⇒適宜、管理者へ報告する。

② 報告された情報の取扱い

管理者、その他の管理的地位にある者は、報告を行った職員に対して、これを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(2) 報告内容に基づく改善策の検討

管理者は、前項にもとづいて収集された情報を、本健診室の医療の質の改善に資するよう、以下の目的に活用するものとする。

① すでに発生した医療事故あるいは事故になりかけた事例を検討し、その再発防止対策、あるいは事故予防対策を策定し、職員に周知すること

② 上記①で策定した事故防止対策が、各部門で確実に実施され、事故防止、医療の質の改善

に効果を上げているかを評価すること

3 安全管理のための指針・マニュアルの作成

管理者は本指針の運用後、多くの職員の積極的な参加を得て、以下に示す具体的なマニュアル等を作成し、必要に応じ見直しを図るように努める。

マニュアル等は、作成、改変のつど、全ての職員に周知する。

- (1) 院内感染対策指針 * 必携
- (2) 医薬品安全使用マニュアル * 必携
- (3) その他

4 医療安全管理のための研修

(1) 医療安全管理のための研修の実施

管理者は、1年に2回以上、および必要に応じて、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を実施する。職員は、研修が実施される際には、極力、受講するよう努めなくてはならない。研修を実施した際は、その概要(開催日時、出席者、研修内容)を記録し、2年間保管する。

(2) 研修の趣旨

研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等をすべての職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本健診室全体の医療安全を向上させることを目的とする。

(3) 研修の方法

研修は、管理者等の講義、健診室内での報告会、事例分析、外部講師を招聘しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献等の抄読などの方法によって行う。

5 事故発生時の対応

(1) 救命措置の最優先

① 医療側の過失によるか否かを問わず、患者及び健診者に望ましくない事象が生じた場合には、まず、健診室管理者またはそれに代わる医師に報告するとともに、可能な限り、健診室の総力を結集して、患者及び健診者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

② 緊急時に円滑に周辺医療機関の協力を得られるよう、連携体制を日頃から確認しておく。

(2) 健診室としての対応方針の決定

報告を受けた健診室管理者は、対応方針の決定に際し、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(3) 患者及び健診者・家族への説明

健診室管理者は、事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者及び健診者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする。

患者及び健診者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明する。また、この説明の事実・内容等を診療記録等に記入する。

6 その他

6-1 本指針の周知

本指針の内容については、健診室管理者または医療安全推進者等を通じて、全職員に周知徹底する。

6-2 本指針の見直し、改正

健診室管理者は、必要に応じ本指針の見直しを検討するものとする。

6-3 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者及び健診者との情報の共有に努めるとともに、患者及び健診者、又はその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

6-4 患者及び健診者からの相談への対応

健康診断、検査内容などに関する患者及び健診者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実

に対応し、担当者は必要に応じ健診室管理者や医療安全推進者へ内容を報告する。

附則

この指針は、2024年10月1日より施行する。

院内感染対策指針及び医療安全管理指針 別紙

2024年10月1日

指針で定める管理者は以下のとおりとする。

健診室管理者:安藤 康博(医師)

院内感染管理者:鈴木 菜花(看護師)

医療安全推進者:小濱 貴洋(事業部長)

以上